

発行／松戸市 編集／交通政策課
〒271-0072 松戸市竹ヶ花136の2
☎047-366-7439 FAX 047-704-4590
✉mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp
URL https://www.city.matsudo.chiba.jp/



放置自転車の即時撤去を実施しています 駅周辺は自転車放置禁止区域です

放置自転車はやめて 駐輪場を利用しましょう!



放置自転車の撤去

Q & A

Q 少なから放置自転車にならないのでは?

A 買い物などのわずかな時間であっても放置自転車となります。

Q 邪魔にならない所に短時間置いても撤去されるの?

A 短時間の放置でも撤去対象となります。

「ちょっとだけ…」と1台置かれると、放置自転車が次々と増えてしまいます。放置された時間の長さに関係なく、体の不自由な人、高齢者、乳幼児を連れている人やベビーカーを使用している人などが通行する際の危険が発生します。特に目の不自由な人にとっては、点字ブロックの周辺ではなくても、放置自転車は危険な障害物です。皆さんが安全に通行できるようにするため、撤去します。



Q 即時撤去の対象となるエリアはどこ? どうやって撤去するの?

A 市内全ての駅周辺道路などを自転車の放置禁止区域(2・3面参照)に指定し、即時撤去を行います。

放置禁止区域には赤色・オレンジ色の看板や黒色のコーンなどを設置し、自転車駐輪場誘導員を配置して呼び掛けをしています。

放置車両に「放置自転車移送通告書」を貼り付けてから撤去します(私有地内に放置されている自転車は、条例による撤去の対象にはなりません)。

Q チェーン錠などでガードレールなどにくくり付けてある場合は?

A 撤去のためチェーン錠をやむを得ず切断する場合があります。弁償は一切いたしません。

Q 撤去された自転車はどこで保管されるの?

A 撤去した駅ごとに4カ所の自転車保管所で2カ月間保管しています。

自転車保管所一覧

保管所名	保管所の住所・電話番号(※)	管轄する放置禁止区域
馬橋東	中根39の1 ☎366-0883	松戸駅 北松戸駅 矢切駅 秋山駅
旭町	旭町1の105の1 ☎349-4664	馬橋駅 新松戸駅 北小金駅 幸谷駅 小金城趾駅
河原塚	河原塚294 ☎392-7074	上本郷駅 松戸新田駅 みのり台駅 八柱駅 常盤平駅 東松戸駅 松飛台駅
六高台	六高台8の11 ☎389-6020	五香駅 元山駅 六実駅 放置禁止区域外

※返還日時以外は、係員不在のため電話が繋がりません。

返還案内

保管している自転車は、週4回の返還日に保管所で返還します。

返還日時(※)	火・木曜16時～20時、土・日曜10時～14時(祝日・年末年始を除く)
持参するもの	自転車・バイクの鍵、住所・氏名が確認できるもの、移送保管料(自転車3,000円、バイク6,000円)
保管期間	移送日から2カ月

※返還日時は変更となる可能性があります。その場合は、市ホームページなどでお知らせします。

放置自転車の撤去や保管には、多額の費用がかかります。令和2年度は放置自転車撤去に約4,340万円、保管所の管理に約3,947万円、放置自転車防止啓発に約7,088万円の総額約1億5,375万円でした。この費用の全てを市民の皆さんの大切な税金で賄うことはできません。そのため、自転車などを放置した利用者自身に、返還の際に移送保管料の一部を負担してもらいます。(令和2年度徴収額:約1,287万円)

Q 撤去されたかどうかを確認する方法は?

A 各自自転車保管所にお問い合わせください。
撤去した翌日以降は市ホームページでも、撤去日と場所、撤去自転車の防犯登録番号、車体番号、色等の情報を公開しています。防犯登録番号などを警察に所有者情報を照会し、所有者が特定できた場合には、ハガキで所有者に撤去したことと返還方法をお知らせしています。



市ホームページ

! 自転車は防犯登録を
してください

! 自転車が盗まれたら
警察へ盗難届を

駐輪場マップ



- ★ 指定駐輪場(定期使用券売機設置)
- 原付・普通自動二輪車の受け入れが可能な駐輪場
- ▲ 一時使用専用の機械式駐輪場(駐輪後2時間まで無料)
- 自転車の放置禁止区域
- 民 民間駐輪場

- 例年実施していた、公開抽選は廃止します。
- 老朽化した駐輪場の改修工事を順次実施します。工事内容によっては、利用制限や代替駐輪場への移動などのご協力をお願いすることがあります(詳細は、各駐輪場の掲示板上でお知らせします)。



令和4
年度

有料駐輪場の定期利用者を募集します

申し込み期限2月9日(水)



当初募集
申請用ページ

現在定期利用している人・待機している人も、3月末日で利用・待機期間が満了となるため、新たに申請が必要です。

申請できる人 1人1駅につき1申請できます

- 防犯登録を受けた自転車車を所有している
 - 総排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している
 - 総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車を所有している
- ※水色ナンバーのバイク(ミニカー)は、市営駐輪場では利用できません。
※1人1駅につき1申請できます。 ※市外在住の人も申請できます。



随時募集(先着順) 対象 当初募集で落選または年度途中から定期利用を希望する人

4月1日(金)利用開始分の申請期間は3月15日(火)～20日(日)

指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟で、4月1日(金)利用開始分の申請を先着順で受け付けます。希望する駐輪場の空きの有無にかかわらず受け付けていますが、希望した駐輪場に空きが無い場合は、待機者となります。

※この期間はインターネットでの申請はできません。

希望した駐輪場に空きがある場合

- ① 使用許可の結果通知書を発送します。
- ② 指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟窓口で定期使用カードを受け取り、3月31日(休)までに定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。

希望した駐輪場に空きがない場合

- ① 待機順位が記載された結果通知書を発送します。
- ② 後日空きが生じたことで待機順位が繰り上がった場合は、改めて使用許可の結果通知書を発送します。

※待機中に同一駅内の他の駐輪場に再度申請した場合、待機は取り消されます(後に申請した内容のみ有効となります)。

5月1日(日)利用開始分以降の申請期間は3月21日(祝)から

随時募集申請(利用開始月の前々月21日～前月20日)



随時募集申請用
ページ

希望の駐輪場に
空きがある場合
「結果通知書」を発送します。

希望の駐輪場に
空きがない場合
待機順位を記載した「結果通知書」を発送します。空き
が生じた場合は、改めて郵送でお知らせします。

指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟窓口で定期使用カードの受け取り

定期使用券売機で定期使用シールを購入(利用開始月の前月11日～前月末日)

自転車やバイクへの定期使用ツールの貼付後、利用開始

3月21日(祝)以降は、インターネット申請(12月20日(火)まで)または指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟で、随時(毎日)申請を先着順で受け付けます。

※月初めから使用開始を希望する場合は、利用開始月の前月の20日までに申請してください。

※結果通知書が届いた後の流れは、4月1日(金)利用開始分と同様です。

※利用する月の前月末までに定期使用シールを購入して使用料を納付してください。

一時使用 ※料金は管理棟でお支払いください。(機械式以外)

一部の駐輪場では「一時使用コーナー」を設けています(2・3面に記載)。定期使用の待機中や、買い物、外出の際にご利用ください。

一時使用取り扱い時間

有人管理 毎日7時～19時30分(年末年始を除く)です。なお、事前に回数券を購入した場合は、時間外でも利用できます。

無人管理(機械式) 毎日24時間 ※回数券は使用できません。利用時間に応じた後払い方式です。

一時使用の使用料

有人管理 自転車1回100円(回数券100円券11枚つづり1,000円)
原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)
1回150円(回数券150円券11枚つづり1,500円)

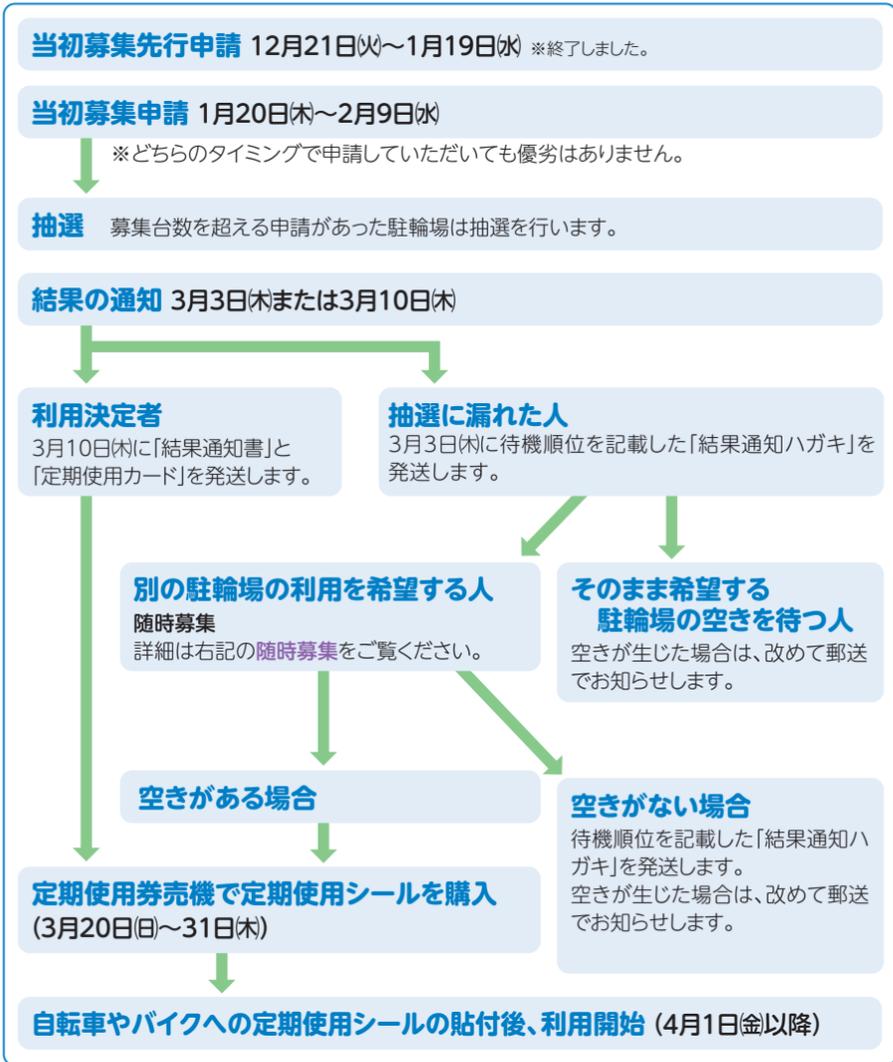
無人管理(機械式) 自転車 駐輪後2時間無料24時間ごとに100円
原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)
駐輪後2時間無料24時間ごとに150円

注意事項(定期利用・一時使用)

駐輪場は自転車等の駐車場所を提供するもので、自転車等をお預かりするものではありません。

そのため駐輪場内における盗難、損傷、その他事故による損害について市は一切責任を負うことができません。盗難防止のため、複数の施錠(ツーロック)をするようお願いいたします。

当初募集(抽選) 対象 4月1日(金)から定期利用を希望する(抽選)



当初募集先行申請期間 12月21日(火)～1月19日(水) ※終了しました。

- インターネットでの申請のみです。
- 先行申請した人は、当初募集申請期間(1月20日(木)～2月9日(水))に申請する必要はありません。(先行申請後、申請情報に変更があった場合は新たに申請が必要です。)



当初募集申請用
ページ

当初募集申請期間 1月20日(木)～2月9日(水)

申請書・パンフレットの配布方法 指定駐輪場の管理棟(2・3面の★印)または有人管理を行っている駐輪場(松戸駅東口相模台駐輪場は除く)で配布

申し込み方法…必ずパンフレットを読んだ上、次のいずれかの方法でお申し込みください。

- インターネット申請(詳細は右記QRコードから)
- 申請書を指定駐輪場(2・3面の★印)に備え付けの回収ボックスに投函(設置時間:7時～19時30分)
- 申請書を2月9日(水)(消印有効)までに、郵送で交通政策課へ

駐輪場使用料(月額税込)

区分	最寄りの駅から駐輪場までの距離	屋根あり		屋根なし	
		200メートル以内	200メートルを超える	200メートル以内	200メートルを超える
自転車	一般	1,570円	1,250円	1,040円	830円
	高校生以下	1,040円	830円	730円	520円
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)		2,300円	1,880円	1,780円	1,460円

- 大学生・専門学校生は、割引の対象ではありません。
- 定期使用の原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)は、高校生以下の割引はありません。
- 生活保護世帯または障害者手帳を持っている人は、免除申請を行うことで使用料の納付が免除されます。
- 学校の夏休み期間など、駐輪場を利用しない月でも使用料を納付する必要があります。

土地の有効活用で、駐輪場を経営してみませんか

市では放置自転車を防止するため、駅周辺で駐輪場用地の確保を推進しています。駅周辺に土地をお持ちで、「土地を有効活用したい」「駐輪場を経営したい」という人を募集しています。駐輪場の経営・補助制度についてのご質問、相談などはお気軽に交通政策課☎047-366-7439までお問い合わせください。